



令和5年度 羽田中学校だより

天空の橋

令和5年5月12日 5月号

目指す生徒像…

Heart

Never Give Up

Do Our Best

大田区立羽田中学校

学校における「安全」について

今月話したいことは実はいっぱいあります。新型コロナウイルスのこと、中止になってしまったけれどガーデンパーティのボランティアにたくさん応募してくれてうれしかったこと。2、3年生の1割以上が応募してくれました。

でも、もっと重要だと思うことを話します。安全・安心のうちの安全の話です。

安全は「危険がない状態」で、安心は、「不安なく、そこが自分の居場所だと感じられている状態」でした。4月の朝礼では安心できる状態をみんなで作ろう。そのために、できるだけ多くの人と雑談できるようになってほしいという話をしました。

今回は、安全・安心のうち、もっと基本的な安全の話をしていきます。ちょっと、厳しい話になりますが、重要なことなのでよく聞いてください。

まず、あるマンガをみてください。「もげき先生」というマンガで新しく担任になった先生の最初の挨拶の場面から始まります。（裏面参照）

先生は、このマンガにかなり共感しています。もちろん、実際には、学校のきまりは守る必要があります。学校は、大人になるためのトレーニングの場です。トレーニングができる場となるために必要なルールは守る必要があるのです。これが校則と呼ばれるものです。ただ、社会で安全を守るために、やってはいけないことを許してはいけません。これは、学校でも同じことなのです。

やってはいけないことは、刑法という法律に定められています。「殺人をしたら、死刑か無期懲役」「人を傷つけたら15年以下の懲役」「傷つけないまでも、暴行を加えたら2年以下の懲役」。こういった刑法を破る行為が犯罪です。

そして、刑法を破る犯罪行為は、理由に関係なく罪になります。相手が悪口を言ったからといって殴ってはいけません。理由に関係なく犯罪となります。

では、中学生が刑法で決まっていることを破ったらどうなるのでしょうか。実は、刑法で決まっている刑罰が課されるのは、原則20歳以上です。人を殴ったからといって、中学生がすぐに逮捕されることはありません。子どもは「まだ未熟だから教育して成長させる」「きちんと責任がとれる大人になるまで育てる」という考え方をしているからです。幼稚園で、友だちを叩いたからといって、幼稚園児を逮捕することはありません。「叩いちゃダメだよ」と教えてあげることになります。

中学生も同じことです。まだ、完全に大人にまでなっていません。でも、だんだん大人になり、少しずつ大人と同じ扱いになっていきます。そして、14歳以上は、必要があれば強制的に少年院に入れて教育されます。だから、3年生は全員、逮捕されるという大人に近い権利をもつわけです。でも実際には、少年院にまでいくことは、ほとんどありません。それまでに、学校などで指導を受けて成長できるからです。

中学校では反省をしてもらうとともに、責任の取り方を教えます。

- ・謝罪…あやまって、被害にあった人の気持ちを癒やさなければいけません。
- ・現状復帰…被害を受けたことをもとにもどします
- ・社会的責任…社会に起きた影響を食い止める
- ・再発防止…二度とやらないために、必要なことを行う

この中で、重要なのは、再発防止です。いくらあやまっても、同じことを繰り返すのでは、許してもらえないのは当たり前です。

では、二度とやらないと決意できない場合、どうなるでしょうか。さすがに、あと数年で大人になる中学生で「犯罪行為をこれからもやります」という人を、集団の中に入れることはできません。これは、罰ではなく、みんなの安全を守るために必要な措置です。決意をするまでは戻せません。

決意できない人の中には、二度とやるつもりはないが自信がないという人もいます。これはある意味立派です。自信がないから、やるつもりがなくても今後二度とやらないとは言えないのです。この場合には、先生たちが支えます。見守ります。その上で努力をしてもらいます。

では、決意してそれでもやってしまった場合はどうでしょうか。この場合には、学校での決意だけでは無理という前提で努力をしてもらうこととなります。具体的なトレーニングをしたり、病院や相談機関にいたり、最終的には学校以外の場所で教育を受けることもあります。

今、羽田中はすごくいい状態です。今日の話のほとんどは、みんなにとって直接関係のない話だと思います。だからこそ、今学校の中でしておく話だと思っています。もし、学校の中で意識的に犯罪をしてしまう人がいたら、今日の話はできません。そういう人は、このような話を聞くと、ムカついてしまうからです。学校が、闘いを挑んでいるように感じてしまうのです。でも、中学生はまだ大人ではないですから、いけないとわかっている、つい、頭にきて、いけないことをやってしまうことはあるかもしれません。意識的に悪いことをする人がいない今、みんなに話をするので、ついやってしまう人を、みんなで抑えることができるはずで。

みんなでみんなの安全を守るとともに、将来、つい犯罪行為をしてしまうかもしれない人をみんなでなくして欲しいのです。何が犯罪になるかという刑法は、六法全書という本にのっています。でも、難しいので、小中学生向けの「こども六法」という本がおすすです。小中学生にも、どんなことが犯罪になって、どんな罪になるかがわかりやすく書いてあります。これから、各教室に1冊ずつ置きます。自分も含めて、誰かのしていることがまずいことなのではないかと思ったら、ぜひ調べてください。あと数年で、みんなは大人扱いされます。そのときに、犯罪を犯すようになってはいけません。頭に来て、ついやってしまうことも、犯罪になります。そうならないように、また、みんなの安全が守れるように助け合えるといいと思っています。